

議員提案第71号

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

平成22年12月20日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

渡 辺 仁

木 村 文 祐

阿 部 松 雄

金 子 孝

青 柳 正 司

下 坂 忠 彦

吉 田 孝 志

本 岡 良 雄

室 橋 春 季

上 杉 知 之

小 山 進

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新潟市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長及び副議長が公用車（借り上げた車を含む。）を利用したとき（議会の招集に応じたとき等に限る。）を除く。

第5条第2項中「日額5,000円」を「次の各号に掲げる議員の住居から議事堂までの片道の路程の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、路程は、一般的に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

（1） 10キロメートル未満 日額1,000円

（2） 10キロメートル以上20キロメートル未満 日額2,000円

（3） 20キロメートル以上 日額3,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に議会の会議及び委員会の招集に応じ、若しくはそれらの会議に出席したとき、又は市長が議会を招集した日の議会の会議に出席し議案調査の期間とされた期間中に議案の調査をしたときに係る費用弁償については、なお従前の例による。